

## 障害の『害』の字の表記について

### 1 趣旨

「障害」の「害」の字は、「害悪」「公害」等「否定的」で「負」のイメージが強く、不快に思うといった意見に配慮し、近年、ひらがな表記を公文書や広報誌等で使用する自治体が増加しています。

しかしながら、これに代わる一般的な表現がないのが実情で、現在、新たな表現を見出すには至っておりません。

表現について議論を深めていくことは、気づきの出発点となり、「障がい」のある人の権利や生活を守り、すべての人々が、「障がい」の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重する社会の形成に向けて、少しでも結びついていくことも期待されるところです。

### 2 現状

『広報うえだ』においては、固有名詞を除くものは、原則として「ひらがな」表記となっていますが、全庁的に統一が取れていません。

(第二次上田市障害者基本計画においては、固有名詞については「害」の字を使用。)

### 3 県内の状況

長野県：平成26年4月1日から下記の取扱いとなっています。

- (1) 「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。
- (2) 例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる。

ア 法令の名称や用語を用いる場合

イ 他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合

ウ 令達文(条例、規則、訓令、達、指令)及び公示文(告示、公告)において表記する場合等

- (3) 対象とする文書

新たに作成、発出及び改定する公文書等(一般文、会議資料、広報資料、ホームページ等)うち、変更可能なものとする。

なお、これまで作成した公文書等の変更は行わないものとする。

他市町村：「障がい」と表記している市町村（39市町村：12市12町15村）

（平成26年1月 長野県 障害者支援課調べ）

市町村名	表記変更の理由
須坂市	前後の文脈から、人や人の状態を示す場合は「がい」法令、条例等、専門用語は「害」
小諸市	平成17年度からの「第7次基本計画」にあわせ見直し。例規は、改正時に合わせて見直し。
伊那市	障がい者の基本的人権を尊重する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記している。
駒ヶ根市	庁内的に統一しようとする動きがあったため。
中野市	経過は不明。条例、例規等は国に準じて「害」と表記し、それ以外は必要に応じ「がい」と表記している。
大町市	大町市人権教育のための国連10年推進本部での協議の結果、表記が「障がい者」と統一された。
飯山市	障がい福祉係を新設するに当たり、将来は「害」の字を使わなくなるだろうと考え、見直し。
佐久市	「害」の字は、否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられ、当事者に不快な思いをさせないため。
東御市	「害」の漢字表記は、障がい者の方に対して、大変失礼であるとの見解からひらがな表示にした。
上田市	上田市障害者基本計画の策定過程で検討。広報紙では既に見直しをしている。
飯田市	正式文章は「障害」。市民向け広報資料等は「障がい」と使い分けしている場合もある。
諏訪市	H24年より総合計画、地域福祉計画など市の計画では「障がい」を使っている。
佐久穂町	他の地方公共団体の動向等を踏まえた。法律用語、条例・規則は漢字表記としている。
軽井沢町	障害者計画やホームページ、福祉のしおり等の表記は漢字の持つ意味合いから「障がい」に変えている。
立科町	平成24年3月に障がい者福祉計画を作成した際に変更。
長和町	平成22年1月の「長和町障害福祉計画策定委員会」で検討した結果。
富士見町	障害者計画策定に際し、「障害」の表記について検討した。
辰野町	人を表すときに「害」を用いることは、人権尊重の観点から好ましくないと考えられるため。
箕輪町	県より派遣されていた職員が地域福祉計画を作成する際に提起し変更。
飯島町	平成17年度の障害福祉計画の策定作業の中で、見直し。条例については改正時に見直し。
高森町	近隣市町村の動向を参考に変更した。
松川町	議員よりの提案により表記の変更をした。
山ノ内町	現在、行政計画や広報、通知文等に「障がい」と記載している状況。
小布施町	係名の表記のみを「障がい」としている。
原村	原村総合計画後期基本計画（H23～H27）の見直し時に表記変更。固有名称以外は変更している。
南箕輪村	人を表すときに用いることは、人権尊重の観点から好ましくないものと考えられたため。
宮田村	障がい者福祉の向上に向けた啓発の機会を増やし、意識を変えていく意味から見直し。
下條村	他の地方公共団体の動向等を踏まえた。
木祖村	議会等で質問(要望)があり、広報等住民との関わりの中では「障がい」の表記に変更。
大桑村	害の文字については、悪いイメージがあり印象が悪いため、使わないこととした。
生坂村	他の地方公共団体の動向等を踏まえた。
白馬村	障害の害の漢字が社会的にマイナスイメージを与えることに配慮したため。
高山村	障がい者計画策定時の策定懇話会で議論され、見直し。
野沢温泉村	法律などは「障害」、住民の方向け文章などは「障がい」。社会の流れにそって対応。
栄村	「害」の字に対し、不快な思いをされる方が多いとの意見に配慮するため。
麻績村	表記変更は考えていないが、福祉計画及び振興計画等は「障がい」と表記している。
小谷村	一部の要綱等で「障がい」と表記変更しているが、表記について統一はしていない状況。
小川村	明確な規定はなく両方を使用。本年度策定中の村振興計画は原則として「障がい」と表記している。
阿智村	広報等の住民向けのお知らせでは一部「障がい」と表記しているものもあるが、統一はされていない。